

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 佐藤 雄二（部会長）
 委 員 田村 兼吉
 委 員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	平成30年2月21日 11時28分ごろ
発生場所	長崎県壱岐市壱岐島東方沖 壱岐乙島灯台から真方位102° 1.4海里（M）付近 （概位 北緯33°44.2′ 東経129°49.0′）
事故の概要	漁船第八昭徳丸は、南西進中、機関室で火災が発生した。 第八昭徳丸は、機関室後部等の焼損を生じた。
事故調査の経過	平成30年2月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八昭徳丸、316トン 142350、富栄海運有限会社 59.76m×8.50m×4.20m、鋼 ディーゼル機関、2,206kW、平成26年12月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成8年12月5日 免状交付年月日 平成28年11月17日 免状有効期間満了日 平成33年12月4日 機関長 男性 45歳 四級海技士（機関） 免許年月日 平成14年11月27日 免状交付年月日 平成29年10月6日 免状有効期間満了日 平成34年11月26日
死傷者等	なし
損傷	機関室後部の一部、操舵室等に焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約4.6m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m
事故の経過	本船は、まき網船団の漁獲物運搬船で、船長及び機関長ほか6人が乗り組み、長崎県長崎市三重式見港に漁獲物を水揚げする目的で、平成30年2月21日06時30分ごろ長崎県対馬市上島北東方沖の漁

	<p>場から帰航を開始した。</p> <p>機関長は、本船が壱岐島東方沖を南西進中、機関監視室で機関室当直に当たっていたところ、11時28分ごろ、窓ガラス越しに機関室内に煙が充満している状況を認め、船橋で航海当直に当たっていた一等航海士に主機を停止するように指示した。</p> <p>一等航海士は、主機を中立運転とした後、居住区からの煙を認めて非常ベルを鳴らし、僚船に救助を要請した。</p> <p>船長は、自室で休息中、非常ベルの音で異変に気づき、煙を認めて11時45分ごろ海上保安庁に火災発生の通報を行った。</p> <p>本船は、乗組員が、発煙が激しくて船内に入っでの消火活動ができず、雑用清水を化粧煙突付近に放水して冷却を行っていたが、次第に火勢が強くなり、船長が、消火活動を継続するのは危険と判断し、乗組員を船首部に避難させた。</p> <p>本船は、乗組員全員が、12時15分ごろ来援した巡視艇に救助され、他の巡視艇により消火活動が行われ、その後、消火活動と並行して引船によって長崎県松浦市調川^{つきのかわ}港外にえい航され、23日09時10分ごろに鎮火が確認された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船体の後部甲板下に上段及び下段で構成される機関室を配置し、下段中央に主機が、その両側に発電補機が据付けられており、機関室には、持運び式消火器が設置されていたが、火災探知装置が設置されていなかった。</p> <p>主機は、過給機付4サイクル6シリンダ機関で、船尾側から順にシリンダ番号が付され、右舷側に排気管が、左舷側に燃料噴射ポンプが、後部に過給機が取り付けられていた。</p> <p>本船は、本事故後、‘主機1番シリンダのアルミ製シリンダヘッドカバー’（以下「本件ヘッドカバー」という。）に溶損が認められ、その上部から機関室上方の居住区及び操舵室にかけて焼損していたが、本件ヘッドカバー後方の過給機、右舷側の排気管、左舷側の燃料油管、他のシリンダヘッドカバー、1番シリンダのシリンダヘッドより下方等に焼損がなかった。(写真1～4参照)</p>

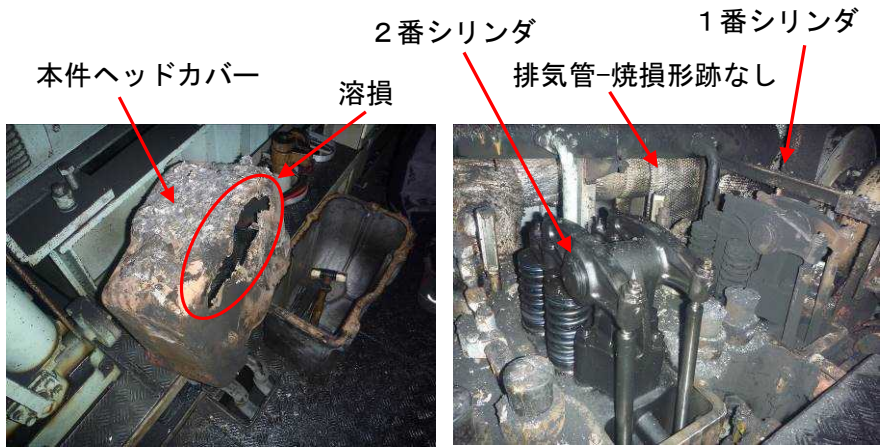


写真1 本件ヘッドカバー

写真2 1番及び2番シリンダ
ヘッド上部



写真3 過給機排気出入口管

写真4 過給機

本船は、本件ヘッドカバーだけに溶損が認められたので、長崎市所在の造船所で1番シリンダのシリンダヘッドの開放が行われ、各部の点検が行われたが、燃烧ガスが吹き抜けた形跡を確認することができなかった。(写真5、写真6参照)

燃烧ガスが吹き抜けた形跡なし



写真5 シリンダヘッド触火面



写真6 燃料噴射弁パッキン

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与

不明
あり
なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、壱岐島東方沖を南西進中、主機 1 番シリンダ付近から出火して上部の可燃物に着火し、延焼したものと考えられる。</p> <p>本船は、本件ヘッドカバーが溶損していることから、付近から出火して本件ヘッドカバーを溶損させるとともに上方の可燃物に延焼した可能性があると考えられるが、本件ヘッドカバーの近くにある過給機、排気管、燃料油管等に焼損した形跡がなく、出火元を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、壱岐島東方沖を南西進中、主機の 1 番シリンダ付近から出火して上部の可燃物に着火し、延焼したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災が発生した際、火炎が小さいうちに発見できるよう、機関室に火災探知装置を設置することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

